

軽井沢町企業機会均等推進協議会・軽井沢町 人権に関するポスター募集実施要項

1. 目 的

町では、「軽井沢町差別撤廃と人権擁護に関する条例」が制定されており、差別のない明るい軽井沢町の実現を目指しています。

本年も、軽井沢町企業機会均等推進協議会と共催で、人権に関するポスターを募集し、展示することにより、人権教育の成果を町内に広く周知して、更なる人権教育の推進を図るものです。

2. 募集対象 義務教育学校 4 年生、5 年生、6 年生及び 8 年生

3. 募集点数 若干数

4. 募集内容等

内 容：下記の内容をテーマとし、人権意識の高揚を呼びかける内容で、
主題は明るい展望の持てるものし、図柄等は独創性に富んだものとする。

テーマ「こども基本法」

規 格：画用紙の四つ切（軽井沢町で支給）を利用し、画材は自由。横書きとすること（厳守）。

※ 作品には人権啓発のスローガンとなるようなタイトルを入れ、
作品の裏面に学校名、学年・クラス、氏名（ふりがな）を明記
した紙（横 15 cm×縦 8 cm）を裏面に貼付する。

※ 応募に当たっては、別添の公表同意書に記入のうえ、作品と一緒に
提出してください。（応募された作品、応募者の氏名、所属学校名、
学年及びクラスについては、展示の他、軽井沢町の広報誌、ホーム
ページ、啓発資料、啓発グッズ等に掲載する場合があります。）

5. 審査

審査員：軽井沢町企業機会均等推進協議会会長、同副会長、
町内各学校人権同和教育担当教諭、軽井沢町教育長、総合政策課長、
こども教育課長、生涯学習課長

審査会：審査会出席者と日程調整のうえ、決定（10月初旬頃の予定）

6. 賞の種類

町内の学校から提出された作品の中から学年ごと選考

- ・軽井沢町企業機会均等推進協議会長賞 1点
- ・優秀賞 2点
- ・入選 4点
- ・佳作 上記以外の全応募作品

※ 人権啓発推進のため、会長賞受賞作品を掲載した啓発ポスター等を作成し、町内各所に配布する予定です。

なお、会長賞以外の作品は、県教育委員会が主催する「人権意識の高揚を目指すポスター」へ積極的に応募してください。

（県の規定により会長賞は応募できません。）

7. 募集期間

令和8年8月31日（月）まで